

5 木教学第 1876号  
令和5年11月13日

市立学校長・園長 様

木津川市教育委員会  
教育長 森永 重治

### 児童生徒等の登下校時の安全確保及び教職員の交通事故防止について

日ごろから児童生徒等の安全確保の充実について、御指導いただいているところですが、先日、本市において、下校中の児童が交通事故により死亡するという痛ましい事故が発生しました。

各校・園におかれては、児童生徒等の登下校時の安全確保について、再度、児童生徒に対して、交通ルールの遵守の他、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべき点について、保護者や地域ボランティア等と共通理解を図り、効果的な見守り活動を実施する等、一層の交通安全確保の取組を推進していただきますようお願いいたします。加えて、教職員の交通安全につきましても改めて所属教職員へ指導していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 児童生徒への安全指導について

体育科・保健体育科や特別活動はもとより、各教科等においてもその特質に応じて安全に関する指導を行うよう努め、学校の教育活動全体を通じた計画的な指導を充実させること。

以下の内容について指導を徹底すること。

- (1) 交通ルールやマナーを遵守すること。
- (2) 道路への飛び出しや車の直前・直後の横断、交差点で信号無視をしない等、正しい横断を行うこと。
- (3) 自転車に乗る際は、命を守る行動としてヘルメットの着用に努めるとともに、傘を使用しながらの運転のほか、他人に危害を及ぼしたり迷惑をかけたような運転をしないこと。
- (4) 踏切では、「一時停止」及び「左右確認」を行い、列車の通過に注意するよう指

導すること。さらに、線路区域への立入りをしないこと。

- (5) 通学路を守ること。中学校においては、通学路を定めていない場合は推奨ルートを示すこと。

## 2 通学路の安全対策について

- (1) 通学路の安全点検を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における危険箇所の把握と解消に努めること。
- (2) 校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるように努めること。

## 3 教職員の交通事故防止について

- (1) 車両を運転するときは、児童生徒の交通安全教育を推進すべき使命を十分自覚するとともに、体調管理にも配慮しながら、公私を問わず常に交通法規を守り、交通事故の防止に万全を期すよう徹底すること。
- (2) 飲酒運転、無免許運転等の悪質な行為については、児童生徒の教育に重大な悪影響を与えるものであり、断じて許されるべきものではないことを踏まえ、飲酒運転の根絶はもとより、事故防止等のための取組を一層推進する等、その徹底を図ること。なお、飲酒後たとえ時間が経過した場合であっても、酒気帯び運転と判断され停職処分となる事例があること、また、刑事裁判により禁固以上の刑が確定した場合は失職することとなるほか、民事責任及び行政責任が生じることについて周知を図ること。
- (3) 万一事故を起こした際は、負傷者の措置を最優先に行い、必ず警察等に通報し、管理職に速やかに報告すること。